

水垂運動公園（仮称）整備に係るサウンディング調査業務 公募型プロポーザル実施要項

京都市文化市民局
市民スポーツ振興室

水垂運動公園（仮称）整備に係るサウンディング調査業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するに当たり、当該業務の品質を確保し、効果的に実現するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画競争を行う。

1 業務の内容

(1) 件名

水垂運動公園（仮称）整備に係るサウンディング調査業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容、履行期間等

別に定める「水垂運動公園（仮称）整備に係るサウンディング業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

2 契約上限額

金12,100千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、全て又は一部を問わず、前金払は支払わない。

3 プロポーザルの参加資格

本件プロポーザルに参加することができる者は、次の(1)～(4)の全ての要件に該当するものとする。

(1) 建設コンサルタント登録規程に基づく登録において、「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」に登録していること。

(2) 元請として、以下ア～ウの業務の履行実績をそれぞれ1件以上有すること。ただし、いずれも平成25年度以降に国又は地方公共団体が発注したものに限る。

ア 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第5条の規定に基づく実施方針」若しくは「都市公園法第5条の2の規定に基づく公募設置等指針」が公表されている「都市公園法上の公園の整備等又はスポーツ施設の整備等に関する事業（以下「PFI法等に基づく事業」という。）に係る民間活力の導入可能性調査業務」、又は「PFI法等に基づく事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務」

イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削等が行われることにより生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして指定された区域の廃棄物層等の調査」及び「土壌汚染対策法に基づく土壌調査」（いずれも計画立案を含む。）。ただし、それぞれ一つの契約でなくとも可とする。

ウ 都市公園における民間事業者の参入意向や事業の実現可能性を高めるための意見等を把握するサウンディング型市場調査（意向調査）。ただし、調査結果を踏まえた整備内容を示すモデルプランの作成を含む。

- (3) 次のア～ウの全ての要件を満たす者を管理技術者及び担当技術者として配置すること。

なお、管理技術者、担当技術者のほか、本業務に従事する担当者を必要に応じて配置すること。

ア 自社において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

イ 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「都市及び地方計画」に係る技術士資格を取得していること。

ウ 本項(2)で示す業務に従事した実績を有すること。

- (4) 次のア～キに該当しない者であること。なお、契約締結後であっても、次のア～キに該当することが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びに同条第5号に規定する暴力団密接関係者

※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合がある。

ウ 法人又はその代表者が本市の市税等を滞納している者

エ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

オ 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条若しくは第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

カ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者

キ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けている者

4 応募手続等

- (1) 提出書類

次のア～ケに掲げる書類を後記「10 問合せ先及び提出先」に提出すること。

- ア 参加申請書（第 1 号様式）
- イ 業務実績調書（第 2 号様式）
- ウ 配置技術者調書（第 3 号様式）
- エ 資格を証明する資格者証等の写し

「ウ 配置技術者調書（第 3 号様式）」に記載する者について、規定する資格を有する者がいる場合は提出すること。

- オ 管理技術者及び担当技術者の 3 箇月以上の雇用を証明する書類

常勤の自社社員であり、参加申請日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書類（会社名が表示されている健康保険証等）の写しを提出すること。

- カ 業務従事者配置調書（第 4 号様式）

管理技術者及び担当技術者以外に本業務に従事する者がいる場合に記載すること。

- キ 提案書（様式自由）

次の(ア)～(ウ)について、A 4 版の両面 5 枚（10 ページ）以内で作成すること。

- (ア) 実施方針

仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方や調査方法等を的確に示すこと。

- (イ) 実施体制及び実施フロー等

本業務で求める成果を得るために実現可能な実施体制や実施フロー等を提案すること。

- (ウ) 提案項目

埋立処分地（場）跡地である当該地の特性や他施設等の事例を踏まえ、サウディング調査方法や調査項目について具体的に提案すること。

- ク 見積書（第 5 号様式）、経費内訳書（様式自由）

仕様書に基づき本業務の見積書を作成のうえ提出すること。

- ケ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則に係る要綱様式第 1 号）

- (2) 提出部数

ア 「4(1)キ 提案書」 : 紙媒体 5 部

イ その他資料（4(1)ア～ケのうちキ以外）: 紙媒体各 1 部

- (3) 提出期限

令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 4 時（必着）

- (4) 提出方法

持参又は郵送することとする。これら以外の方法（FAX、Eメール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は期間内の必着とし、必ず電話等により到達確

認を行うこと。

(5) 留意事項

ア 提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は提案書等により行うため、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ウ 「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

エ A4版の両面（縦横は問わない。）とすること。ただし、図面等について、A3版の用紙をA4版に折り込むことは可能とする。

(6) その他

ア この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格事項

参加申請書、企画提案書等が次の(ア)～(オ)に該当する場合は、失格となるときがある。また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

(ア) 提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 本市が示した契約上限額を上回る見積価格であるもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は、全て返却しない。

5 参考図書の閲覧

プロポーザルへの参加希望者は、以下の参考図書を閲覧することができる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・水垂地区の整備基本計画策定業務報告書（平成19年度）・（仮称）水垂運動公園測量業務報告書（平成20年度）・（仮称）水垂運動公園基本設計業務（平成21年度）・（仮称）水垂運動公園整備基本計画見直し等検討業務報告書（平成27年度）・水垂運動公園（仮称）整備における官民連携による基盤整備等検討業務報告書（令和2年度）・水垂運動公園（仮称）整備における官民連携手法等導入可能性検討業務委託（そ |
|---|

の２）（令和２年度）

- ・水垂運動公園（仮称）整備における交通処理基礎検討業務報告書（令和２年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備における雨水排水対策基礎検討業務報告書（令和３年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備に係る擁壁等基礎調査業務（令和４年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備に係る現況調査業務報告書（令和５年度）
- ・水垂運動公園（仮称）整備に係る覆土厚調査業務報告書（令和６年度）

(1) 閲覧期間

令和７年４月２５日（金）（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までの各日午前９時～午後４時（正午～午後１時を除く。）

(2) 閲覧申請

閲覧を希望する者は、後記「10 問合せ先及び提出先」に記載されている担当者と事前に日時を調整したうえで来庁すること。

(3) 閲覧場所

「10 問合せ先及び提出先」のとおり

6 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下(1)～(3)により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 質問期限

令和７年４月２５日（金）午後４時（必着）

※期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

後記「10 問合せ先及び提出先」にＥメールで問い合わせること（様式は任意）。

面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和７年４月３０日（水）午後４時までに本市ホームページに質問及び回答を掲載する。

7 受託候補者の選定に関する審査

応募者から提案された価格、その他提案事項のほか、応募者のこれまでの実績等について、**別紙１**「水垂運動公園（仮称）整備に係るサウンディング調査業務 受託候補者評価要領」に基づき総合的に審査し、本市が決定する。

8 受託者の決定

(1) 審査結果の通知

審査結果は、書面をもって令和7年5月中旬に通知する。また、結果については、本市ホームページで公開する。

(2) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等の契約内容について合意した場合は契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、**別紙2**「委託契約書（案）」及び以下を基本とする。

(1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

契約内容は、仕様書及び提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までには実施方法の詳細について本市と協議し、必要な準備を完了するものとする。

10 問合せ先及び提出先

(1) 住所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 担当部署及び担当者

京都市文化市民局市民スポーツ振興室（担当 野中、中川）

(3) 連絡先

ア 電話

075-222-3135

イ Eメール

sports@city.kyoto.lg.jp